

○総務省告示第二百六十一号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十九条第一項第二号の規定に基づき、平成二十四年総務省告示第十号（地方税法第三百八十九条第一項第二号の償却資産を指定する等の件）の一部を次のように改正する。

令和八年七月十日

総務大臣 林 芳正

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改 正 後				改 正 前			
一 道府県知事が価格等並びに配分市町村及び配分価格等を決定する償却資産 [1 ・ 2 略]				一 [略] [1 ・ 2 同左]			
3 次に掲げる者が所有する電気事業の用に供する償却資産				3 [略]			
所		有 者		所		有 者	
		価格等並びに 配分市町村及 び配分価格等 を決定する道 府県知事				価格等並びに 配分市町村及 び配分価格等 を決定する道 府県知事	
[(1)～(92) 略]				[(1)～(92) 同左]			
(93)		US エナジー株式会社 (亀山ソーラー発電所に係るものに限る。)		(93)		ロイヤルリース株式会社 (亀山ソーラー発電所に係るものに限る。)	
		同				同	
[(94)～(134) 略]				[(94)～(134) 同上]			
(135)		合同会社オブノ 12 号 (熊本県内の二以上の市町村にわたって所在する太陽光発電に係るものに限る。)		(135)		合同会社SS山鹿10M (熊本県内の二以上の市町村にわたって所在する太陽光発電に係るものに限る。)	
		同				同	
[(136)～(149) 略]				[(136)～(149) 同左]			
備考 表中の[]の記載は注記である。							

附 則

この告示は、令和八年度分の固定資産税から適用する。